

東京、昭 44 不 64、昭 51. 3. 2

命 令 書

申立人 昭和信用金庫労働組合

被申立人 昭和信用金庫

主 文

- 1 被申立人昭和信用金庫は、別表 1（省略）に記載する申立人昭和信用金庫労働組合所属の組合員 A 1 外 15 名を昭和 44 年 6 月 16 日付をもって 2 級職に格付けし、(ア) A 1 および A 2 を除く組合員の給与は、申立人組合員を除く同期入庫・同学歴の 2 級職従業員の同日における平均号俸とし、(イ) A 1 および A 2 の給与は、(ア) に準じて当事者間で協議して定めることとし、かつ被申立人は、A 1 から 16 名に対して同日以降の給与（手当を含む）の差額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、別表 2（省略）に記載する A 1 外 26 名の昭和 43 年度および別表 3（省略）に記載する同人外 26 名の昭和 44 年度給与体系改訂における査定部分を各級職の従業員の標準昇給号俸まで引上げ、昭和 43 年度については同年 4 月 1 日以降の、昭和 44 年度については同年 4 月 1 日以降の給与（手当を含む）の差額を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、申立人組合の組合員の昇格、ならびに給与の査定にあたり申立人組合に所属していることを理由として不利益に取扱ってはならない。
- 4 その余の申立てを棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

## 1 当事者

(1) 申立人昭和信用金庫労働組合（以下組合という。）は、被申立人昭和信用金庫の従業員によって、昭和 28 年 12 月 12 日結成された労働組合で本件申立当時の組合員数は 41 名であったが現在は 27 名である。組合は、昭和 29 年 11 月 20 日全国信用金庫信用組合労働組合連合会の結成と同時にこれに加盟している。

(2) 被申立人昭和信用金庫（以下金庫という。）は、肩書地に本店を、新宿、三軒茶屋などに支店を有する金融機関であって現在の従業員数は 286 名である。

## 2 組合の分裂と職組の結成

(1) 金庫は、昭和 38 年頃から組合の活動とにかく批判的な態度を示すようになり、特に昭和 40 年 9 月ないし 10 月ごろから一部の組合員は、別組合結成の準備を行なうようになった。そして、同年 11 月 14 日日曜日、これらの批判的組合員は、目黒の雅叙園観光ホテルを拠点に 2～3 名で 1 組になって組合員宅を訪問し、新組合への加入勧誘と組合の脱退工作を集中的に行なった。

同ホテルには、金庫の B 1 理事長、B 2 専務理事、B 3、B 4 及び B 5 各理事、B 6 人事課長、B 7 人事課長代理らも参集して組合員から結果の報告を聞いた。そして翌 15 日かねての予定どおり昭和信用金庫新労働組合（まもなく昭和信用金庫職員組合（以下職組という。）と改称）が結成された（現在の組合員数は、228 名である）。

(2) 同年 12 月、新組合の発起人、第 1 期の役員、B 2 専務理事、B 4 理事らが、西荻窪の小料理屋に集まり慰労会を開き同年以降も年末には、同様の会合を開いた。

## 3 分裂後本件申立までの労使関係

(1) 金庫は、職組が結成されるとその直後の 11 月 18 日組合に対して事前に協議することなくチェック・オフ廃止を通告し、また組合の要求をもとに設計し昭和 39 年 4 月頃完成していた組合事務所用建物を、昭和 40 年 12 月 7 日、職組に貸与した。

(2) 金庫は、昭和 41 年 2 月頃からは、内勤の貸付係にいる執行委員を組合活動のしにくい外勤の集金係や得意先係に配転した。

従来金庫には、一時金の妥結前でも要求があれば金庫の回答の範囲内で支払いをする

仮払い制度があったが、金庫は、昭和 41 年 3 月これを廃止し、その際、組合は、机の上に「仮払いを今までどおり行なえ」などの文言を記した三角錐を立て、以後もしばしば三角錐をたてた。

金庫は、同年 10 月、それまでは一般組合員、全信労役員などが自由に参加し発言できた団体交渉を、非公開で交渉員を制限して行なうよう要求した。

- (3) 組合は、昭和 41 年以後も賃上げその他の要求に際して、時限スト、リボン着用闘争、三角錐闘争、一斉ランチ（昼食を交替でなく一斉にとる）闘争などを行なった。
- (4) 組合の副書記長をしたこともある A 3 は、上司である B 8 営業部長からしばしば組合脱退を求められていたが、昭和 43 年 7 月 3 日脱退した。また金庫が毎年 4 月に新規採用する予定者の氏名は、組合には明らかにされていないが、それらの者は、毎年 1 月に行なわれる職組の新年会には、参加している。
- (5) 組合が分裂し、職組が結成されてからは、組合員で業務研修参加を指名される者は少なくなった。

#### 4 組合の「聞く活動」

- (1) 金庫は、昭和 41 年職能給賃金制を導入し、翌 42 年 5 月から正式に人事考課を実施した。

昭和 42 年の夏、夏季手当支給の直後から組合は、組合員の考課が職組員に比べて低いことを知り、人事考課規定第 4 条 3 項に「考課者は、考課の結果に基づき本人の能力伸張に積極的に働きかけるよう努力しなければならない」とあることなどから、考課者に対して、自分の考課内容を「聞く活動」をはじめた。この中で B 8 営業部長は、組合員 A 4 の「接客態度が悪いというのはどういう点ですか」との問に対し、「大体君は人相が悪いよ」と答えた。

- (2) 昭和 44 年組合は、より組織的に「聞く活動」と取組んだ。その中で、営業部長、各支店長らは次のように答えた。

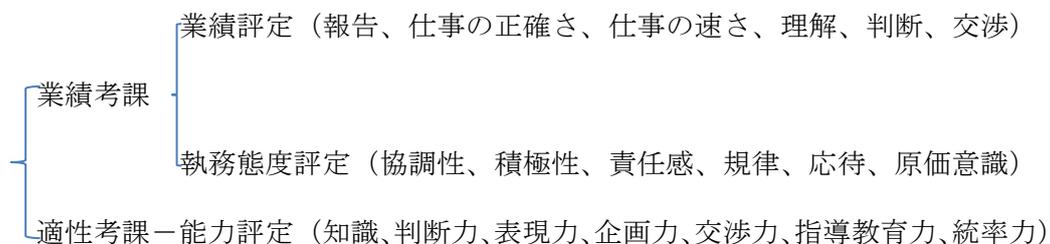
「考課は、金庫の信用失墜になるようなことがあると、減点になる。例えばリボンや時限ストなど」「労組の活動によっておこった結果について、金庫にマイナス面があっ

たときは、その結果について減点の対象となる。」（以上営業部長の発言、以下役職のみを示す）、「労働組合員であることが査定の対象になっているのではないか」（京橋支店長）、「私はそんなに低くしたおぼえはない、多分組合活動だろう」（本部役職者）、「仕事に対して積極性がなく協調性に欠けている」（新宿支店長）、「お客から苦情がきている。おとなしくて良いが反面親分肌で好戦的である」（経堂支店長）、「仕事もテキパキやるし、2、3低くつけたところがあるがそんなに悪くないはずだ」（元本部役職者）、「窓口応待もテキパキしており業務評価は良い。私はそんなに悪くは評価していない」（経堂支店長）、「他金庫へ出かけたりしないで、昭和の中で組合を一つにまとめて、企業をよくして従業員もよくなるような組合活動をしていけば評価もよくなる」（京橋支店長）。

また、同僚で評価の良い人と比較して自分の悪い点を指摘してくれと具体的に聞いた貸付係の組合員に対して、営業部長は、どこが悪いかを指摘できなかった。

## 5 金庫における人事考課

- (1) 金庫における人事考課は、業績考課と適性考課とに区別され、業績考課の評価事項については、一般職員、係長、代理、次長以上などの各職位、内勤、営業などの各職種で多少の違いはあるが、それらは、おおむね下記の要素からなり、各要素は、第1次評定者（本部では課長又は課次長、支店では支店次長）、第2次評定者（本部では部長、支店では支店長）によってイ、ロ、ハ、ニの4段階で評定され、これらを総合して考課が行なわれる。



- (2) 業績考課は、毎年5月と11月に過去6ヶ月間の業績について行なわれ、適性考課は5月にのみ行なわれる。各要素への考課は、人事課で点数にかえられるが、各要素への

配点は同一ではなくかつ秘密事項である。

## 6 金庫における賃金体系

- (1) 従来金庫における賃金体系は、年令給のみであったが、昭和 41 年の職能給体系の導入により、職員は、1 級職ないし 6 級職の職能資格に格付けされ、各級職の本給支給基礎額に、勤続年数に基づく加算給が加えられて賃金の主要部分が決まるようになった。各級職ごとに最低基準となる初任給が異なり、上位号俸への昇給差額が異なるからどの級職に格付けされるかは、そのまま賃金の格差となる。これらの級職のうち、本件申立当時組合員資格を有する者に適用されたのは、1 級職（一般職員）、2 級職（係長、同待遇者）、3 級職（課・店長代理、同待遇者）で、これらの昭和 44 年度の初任給は、1 級職 21,500 円、2 級職 38,000 円、3 級職 45,500 円である。

なお、昭和 46 年 10 月 24 日付協定により、同年 4 月 1 日から旧 2 級職は当然新 4 級職に、旧 3 級職は新 5 級職に変更された（但し以下旧級職で示す）。

- (2) 各級職への格付けは、昇格の条件を満たす者、つまり基準年数に達し、過去 3 期（1 年半）の人事考課のうち業績考課点がおおむね 80 点以上の者について毎年 5、6 月頃に行なう。例えば 1 級職から 2 級職への昇格基準は、それぞれ 1 級職に高校卒で 6 年、大学卒で 2 年以上在職することを要するが、学歴による昇格条件の差別はない。昭和 44 年度の昇格は、同年 6 月 16 日付で行なわれた。
- (3) 各年度の昇給は、組合との協定によって考課の範囲とされた号俸の範囲内で、人事考課で上位の点数を得た者は高く、下位の者は低く決定される。

夏季・年末・期末各手当には、考課配分部分はないが、これは賃金額を基礎に決定されるので、賃金についてなされた考課が直接影響する。

## 7 昭和 43 年度、44 年度の査定結果

昭和 43 年 5 月、11 月および昭和 44 年 5 月の組合員 41 名（申立時の全員）に対する査定点と組合員の平均点および組合員を除いた従業員の平均点は次表のとおりであり、組合員の大部分は従業員平均より低い査定を受けている。なおこの表には、9 で述べる賃金昇給の差別について、本人らが受けたと見られる号俸をも示す。（氏名欄記載の者はすべて

本件申立当時の組合員である。)

(ア) 代理 (3級職、営業・得意先担当以外)

氏名	43年5月	43年度昇給号俸	43年11月	44年5月	44年度昇給号俸
	考課点	(標準昇給号俸との差)	考課点	考課点	(標準昇給号俸との差)
A 5	60.0	6 (- 2)	56.4	55.2	2 (- 2)
A 6	70.0	7 (- 1)	72.4	72.4	3 (- 1)
A 7	64.0	7 (- 1)	64.4	68.4	3 (- 1)
組合員平均	64.7	—	64.4	65.3	—
従業員平均 (組合員除く)	91.5	—	81.2	83.8	—

(イ) 代理 (3級職、営業・得意先担当)

氏名	43年5月	43年度昇給号俸	43年11月	44年5月	44年度昇給号俸
	考課点	(標準昇給号俸との差)	考課点	考課点	(標準昇給号俸との差)
A 4	62.0	7	63.6	64.8	7

		(- 1)			(- 3)
※A 8	79.0		77.6	77.6	
組合員平均	70.5	—	70.6	71.2	—
従業員平均 (組合員除く)		(該 当 者 な し)			

※A 8は救済を求めている。

(ウ) 一般職（1級職、営業・得意先担当以外）

氏名	43年5月	43年度昇給号俸	43年11月	44年5月	44年度昇給号俸
	考課点	(標準昇給号俸との差)	考課点	考課点	(標準昇給号俸との差)
A 9	58.6	6 (- 2)	58.0	54.0	7 (- 2)
A10	70.6	7 (- 1)	69.0	74.0	8 (- 1)
A11	72.0	8 ( 0)	73.3	73.0	8 (- 1)
A12	60.0	7 (- 1)	50.3	61.3	7 (- 2)
A13	75.0	8 ( 0)	76.7	74.3	9 ( 0)

A14	52.0	6 (-2)	52.7	55.7	7 (-2)
A15	65.0	8 (0)	72.0	64.7	8 (-1)
A16	69.0	7 (-1)	53.7	57.7	8 (-1)
A17	59.6	7 (-1)	64.0	62.0	8 (-1)
A18	64.6	8 (0)	76.7	74.0	8 (-1)
A19	62.6	7 (-1)	67.0	69.7	8 (-1)
A20	75.6	8 (0)	74.0	78.3	8 (-1)
A21	70.6	7 (-1)	70.0	72.3	9 (0)
A22	67.0	7 (-1)	72.0	79.3	9 (0)
A23	62.0	7 (-1)	68.7	72.0	9 (0)
A24	64.0	8 (0)	69.0	この時期には(エ)の 営業・得意先担当	
A25	65.0	7 (-1)	65.3		
A26	76.0	8 (0)	76.0	80.0	8 (-1)

A27	56.0	7 (-1)	57.0	64.7	9 (0)
A28	74.6	8 (0)	78.7	86.0	9 (0)
A29	82.0	8 (0)	83.3	84.3	9 (0)
※A30	70.6		80.0	80.0	
※A31	76.0		81.0	81.3	

---

組合員平均	67.4	—	69.1	71.3	—
-------	------	---	------	------	---

---

従業員平均	82.4	—	85.0	80.0	—
-------	------	---	------	------	---

(組合員を除く)

---

※ A30、A31 は救済を求めている。

(エ) 一般職（1級職、営業・得意先担当）

氏名	43年5月	43年度昇給号俸	43年11月	44年5月	44年度昇給号俸
	考課点	(標準昇給号俸との差)	考課点	考課点	(標準昇給号俸との差)
A2	70.0	8 (0)	72.0	77.3	9 (0)
A1	54.5	6 (-2)	57.3	61.0	7 (-2)

A32	62.0	7 (-1)	65.7	69.0	8 (-1)
A33	69.0	7 (-1)	68.0	68.0	8 (-1)
A34	54.6	5 (-1)	45.3	47.0	7 (-2)
A35	69.0	7 (-1)	64.7	66.7	8 (-1)
A36	72.0	7 (-1)	68.0	64.3	7 (-2)
A37	70.6	7 (-1)	69.7	66.7	8 (-1)
A38	62.0	7 (-1)	67.7	60.3	8 (-1)
A39	65.6	6 (-2)	52.7	42.0	7 (-2)
A40	63.6	7 (-1)	66.7	70.7	8 (-1)
A41	59.0	6 (-2)	61.3	68.3	8 (-1)
A24		この時期には(ウ)の営業・得意先以外担当		69.7	8 (-1)
A42	72.6	8 (0)	66.0	66.0	9 (0)
組合員平均	65.0	—	63.5	64.1	—

---

従業員平均	80.5	—	82.9	84.3	—
-------	------	---	------	------	---

(組合員を除く)

---

## 8 昇格差別

昭和44年11月現在（本件申立当時）年令27才以上40才までの男子のうち、職組員で1級職にとどまっている者は、46名中4名にすぎず、他の者は2級職以上に格付けされている。これに対し、組合員の場合は23名中18名が1級職にとどまっており、その余の組合員5名も組合分裂のあった昭和40年以前にすでに昇格していた者である。そして同年以降の昇格者40名中には、組合員は1名もいない。

上記組合員18名のうち、2名は本件係属中に組合を脱退したので、残り16名の氏名は次表のとおりである。これらの16名は、全員基準年数に達してはいるが、考課点が満たないとの理由で、昇格予定者としてリスト・アップされたことはない。

A 1	A 2	A32	A13
A14	A33	A34	A15
A35	A16	A36	A37
A38	A39	A17	A40

## 9 昇給差別

(1) 昭和43年11月7日付で金庫と組合が締結した同年度の給与体系改訂協定書によれば、定期年次昇給は次のようになされることになり、同年4月1日に遡及して適用された。

現本給+定額	1級職	2,500円	+定期昇給
	2級職	3,130円	
	3級職	3,780円	

このうち査定対象となるのは、各級職の5号俸から10号俸の間で行なわれる定期昇給についてであり、その標準は8号俸である。そして昇給者の過半数は8号俸にランクづ

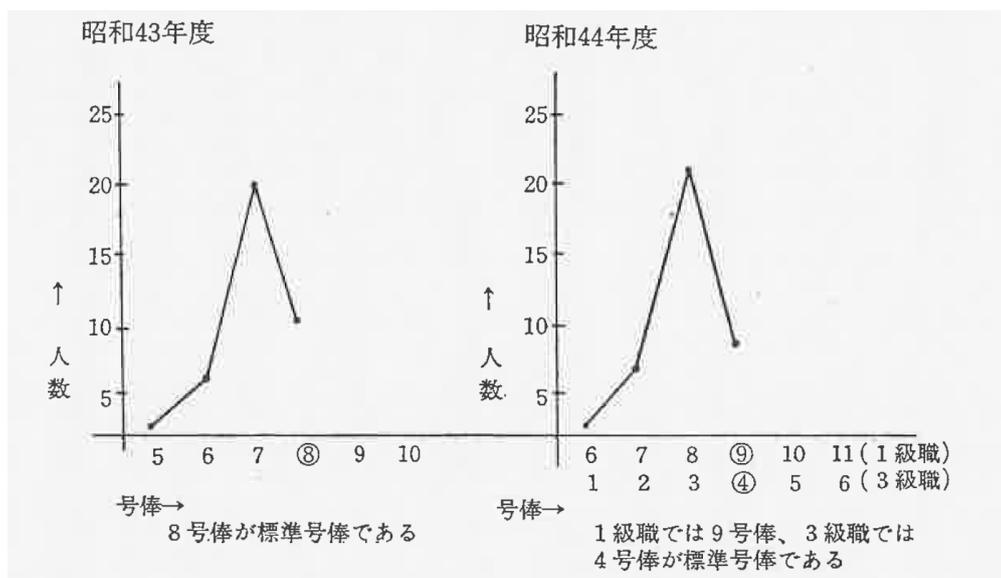
けされた。

- (2) 昭和 44 年 9 月 8 日付の協定書によって、同年度の給与体系は次のように決定され、同年 4 月 1 日に遡及して適用された。

現本給+勤続年数による定期昇給（各級職により加算額は異なる）+資格給

このうち査定対象となるのは資格給についてである。資格給は、各級職ごとに最低基準となる初任給が異なり号俸間差額も異なる。その査定は 1 級職は 6 号俸から 11 号俸、2 級職は、1 号俸から 8 号俸、3 級職は 1 号俸から 6 号俸の間で行なわれることとなった。

これらの関係を、組合が組合員 41 名中賃金差別があるとして本件申立をした 38 名について標準号俸を中心にしてグラフで表せば次のようになる。但し組合員の中に 2 級職はいない。



上記グラフでわかるとおり、組合員で標準号俸まで昇給したのは、昭和 43 年度では 41 名中 11 名（但し救済を求めているためこのグラフにあらわれない 3 名を含めると 14 名）、昭和 44 年度では 41 名中 9 名（同様に 12 名）にすぎない。両年度における標準号俸に達しない組合員氏名は、下表のとおりである。

A 1 (43.44)    A 5 (43.44)    A 9 (43.44)    A 32 (43.44)

A 6 (43.44)    A 4 (43.44)    A 10 (43.44)    A 11 (44)  
A 12 (43.44)    A 7 (43.44)    A 14 (43.44)    A 33 (43.44)  
A 34 (43.44)    A 15 (43)        A 35 (43.44)    A 16 (43.44)  
A 36 (43.44)    A 37 (43.44)    A 38 (43.44)    A 39 (43.44)  
A 17 (43.44)    A 40 (43.44)    A 18 (44)        A 19 (43.44)  
A 20 (44)        A 21 (43)        A 22 (43)        A 23 (43)  
A 24 (44)        A 25 (43.44)    A 26 (44)        A 27 (43)

( ) 内数字は、平均号俸に満たなかった年度を示す。

しかし、組合が差別があるとして救済を求めた次の組合員については、差別事実についての疎明がない。

A 13        A 28        A 29        A 2        A 42

## 第2 判断

### 1 当事者の主張

申立人は、①A 1 外 15 名については本件申立時に接着した昭和 44 年 6 月 16 日付で 2 級職に格付けし、組合員以外の従業員の平均号俸を支給すること、②同人外 37 名の昭和 43 年度、44 年度の昇給差別を標準昇給号俸まで是正することを求め、これら昇格、昇給差別は、組合員であることを理由とするものであると主張する。被申立人は、これらの差別の存在についてはおおむね認めるが、これは公正な人事考課にもとづくものであり、組合員であることを理由としたものではないと主張する。

### 2 組合員に対する昇格・昇給の差別

(1) 金庫は、昭和 38 年頃から組合に対して批判的態度をとりはじめ、本件申立時においても同様の姿勢をとりつづけているが、その間金庫は、職組の結成に積極的に関与し、その後もその役員を激励したりしていること、反面組合に対しては、その活動がしにくくなるように対応したり、組合員に組合脱退を働きかけていることが認められる。また、組合員のほとんどは、職組員に比べてきわめて低い人事考課を受けており、その結果明

らかな昇格差別がなされていること、また昭和 43 年度、44 年度の昇給査定額も職組員より低いことも前記認定のとおりである。

(2) 金庫は、組合員の考課点が全従業員の平均よりも低いこと、組合員の考課が低い理由について立証を試みた。

しかし、本件においては、これら昇格、昇給の根拠となっている考課制度の実施・運用が適正妥当になされていることが要求される。

金庫の考課制度の実施・運用にあたっては、(ア)ネーム・プレートの不着用を、ある者には「規律」で、他の者には「規律」と「応待」で評定したり、また遅刻を、ある者には「規律」で、他の者には「協調性」で評定するなど統一的基準で行なわれていないこと、(イ)休みや離席が多いことを「責任感」と「原価意識」で評定するなど同一事実が複数の考課要素で重複して評定される場合があること、(ウ)勤怠についてのもっとも客観的資料である欠勤・遅刻について、具体的な回数として直接評定するのではなく、評定者が、主観的に、遅刻は「規律」や「協調性」で、欠勤は「積極性」と「規律」で評定すること、(エ)ある組合員には残業時間の多いことが、別の組合員には残業時間の少ないことが、低い査定理由とされていること、(オ)部下の職務の内容、具体的執務のあり方などを認識していない上司が組合員に対する評定をなしていること、(カ)第一次評定者が一般従業員を評定する場合には、係長や代理の意見を聞くこととなっているが、組合員である代理の意見は聞かずに評定していること、(キ)評定者の中には、組合活動が差別的考課の理由となっていることを認めている者がいること、などが認められる。

また、評定者の中には、組合員の昇給額が自分の査定した内容より低い結果になっていると認める者がいるが、このことは、各要素への配点は、評定者に知らされていないとしても、考課結果が最終的に点数化され、又はそれが適用されるまでの間に、組合員に不利益な何らかの操作が加えられているのではないかとの疑念をいだかせる。

しかも、人事考課規定では、考課者はその結果にもとづき被考課者の能力伸張に努力することになっているにもかかわらず、組合員から求められてもそれがなされていない。

(3) 以上の事実から判断すると、金庫の考課制度の実施・運用は統一的、合理的な基準で

なされておらず、組合員に対しては差別的に適用されているものと認められる。

- (4) 各組合員に対する査定理由は、本件審問ではじめて明らかにされたという点を別にしても、金庫側の証人の証言で組合員に対するマイナス査定の理由とされている事実は、(ア)漠然とした伝聞や推量を含むものであったり、(イ)その事実が考課期間内の行為として特定できないものであったり、また、(ウ)ただ一度の行為なのか恒常的行為であるのか不明であったり、さらには、(エ)組合の反対尋問によって真否不明にいたる事実であったりした。このことは、査定の不当労働行為性を否定するための反証として不十分であるのみならず、かえってその不当労働行為性を強めるものともいえる。

### 3 救済の程度

- (1) 昭和 42 年度の給与体系改訂協定書によれば、2 級職は係長・同待遇者、3 級職は代理・同待遇者に適用されることになっており、係長、代理の役職者以外に待遇者の存在を前提としているものと認められる。また、昭和 43 年度、44 年度の協定書は、昭和 42 年度の協定書における級職を前提としている。したがって、金庫が、A 1 外 15 名を 2 級職に昇格させることは即係長にすることを意味するものではないから、この点についての制度上の制約は、ないものと認められる。
- (2) 昭和 43 年度、44 年度の人事考課は、その考課時点において組合員に差別的に適用されたのであるから、その査定結果をもとに組合員の救済を論じるのは適當ではなく、かといってその他に基準とすべき査定結果もない。また、現時点で両年度の再査定を命じることも被申立人金庫に不可能を強いることになる。このようにいかなる救済を命じるかについての基準が見出だせず、又今後の手続きの反復による組合員の不利益を避けるためにも昭和 44 年 6 月 16 日時点でも昇格がなされなかった組合員を 2 級職に格付けして、A 1 および A 2 を除く組合員の給与は、組合員を除く同期入庫・同学歴の 2 級職従業員の平均号俸とすること、A 1 および A 2 の給与は、この両名と同期入庫・同学歴の 2 級職従業員がいないので前記に準じて当事者間で協議して定めること、また昭和 43 年度、44 年度の昇給における査定において標準号俸未滿とされた組合員を標準号俸まで引上げ、差額を支払うことを命じるのが本件の救済としては相当であると思料される。

### 第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、金庫が、①A 1 外 15 名を昇格させなかったこと、②昭和 43 年度、44 年度に同人外 31 名の昇給額の査定にあたり標準号俸未滿に決定したことは、いずれも労働組合法第 7 条第 1 号、第 3 号に該当する。

しかし、A13、A28、A29、A 2 および A42 の昇給査定については同条に該当せず、A21、A22、A23、A27 についての昭和 44 年度の査定についても同様である。

なお、申立人は、いわゆるポスト・ノーティスをも求めているが本件の救済としては主文の程度をもって足りるものとする。

よって、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 51 年 3 月 2 日

東京都地方労働委員会

会長 塚 本 重 頼